

総務課

区長報告第18号

専決処分について（損害賠償額の決定）

1 事故の概要

- (1) 日 時 令和6年4月24日（水） 正午頃
(2) 場 所 芝浦港南地区総合支所区民課窓口サービス係受付
(3) 内 容

令和6年4月24日、芝浦港南地区総合支所において、相手方の代表社員である個人の転入手続を行った際に、住所の記載を誤って住民登録を行いました。相手方は、誤った住所が記載された住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付を受け、同年5月15日、商業登記を行いました。

本件は、商業登記の更正手続に要した費用に相当する額の損害が発生したことによる損害賠償です。

- (4) 責任の割合 港区：100% 相手方：0%

2 専決処分日

令和6年11月8日

3 損害賠償額

33,400円

領収書

合同会社 XXXXXXXXXX 様

大阪司法書士会会員
 〒540-0012
 大阪市中央区谷町二丁目5番5号
 靖安谷町ビル201号室
 司法書士法人梅村事務所
 代表社員 梅村 武志
 電話：06-6942-4018
 F A X：06-6942-4019
 登録番号：T5120005018021

下記の通り領収いたしました。

合計金額	発行日	処理番号
金 33,400 円	2024年 7月 23日	XXXXXXXXXX

区分	種別	件	報酬額(税抜)	登録免許税又は印紙税等
手続の代理・書類の作成等	錯誤による更正登記	1	10,000	20,000
	登記事項証明書	1	0	480
	端数調整	1	-37	0
		小計 (①10%対象)	①	9,963
その他の費用	登記簿閲覧		331	受託番号
	郵送料		1,630	~
				受託日
	小計	③	1,961	2024/07/08
合計額 ①+②+③		④	32,404	事件番号
消費税額(10%) ①×10/100		⑤	996	
源泉所得税額 (①-10,000円)×10.21/100		⑥	0	請求日
差引受領額 ④+⑤-⑥			33,400	2024/07/08

前受金の精算 預り日 預り金額 円 差引金 円

備考



(注) 源泉所得税額は源泉課税額(報酬額①から10,000円を差し引いた額)の10.21/100です。

示 談 書

当事者 甲	東京都港区芝公園一丁目5番25号 港区
当事者 乙	合同会社 [REDACTED]
事故年月日	令和6年4月24日(水)
発生場所	芝浦港南地区総合支所 区民課窓口サービス係受付
事故概要	<p>令和6年4月24日、芝浦港南地区総合支所において、乙の代表社員である個人が転入の手続をした際に、甲が、住所を「[REDACTED]」とすべきところを「[REDACTED]」として住民登録を行った。</p> <p>当該個人は、甲から同日誤った住所が記載された住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付を受けた。</p> <p>乙は、同年5月15日、商業登記を行った。</p> <p>このことにより、乙の行った商業登記が、誤った住所による商業登記となり、更正の登記をする必要が生じ、損害金が発生した。</p>

上記の事故に関して当事者協議の結果、次のとおり示談が成立しました。

◎ 示談内容

	甲	乙
損害額	0円	33,400円
事故の責任割合	100%	0%
損害賠償額	33,400円	0円

甲は、乙に対して、上記の損害賠償額を支払います。なお、甲、乙は、裁判上、裁判外を問わず、以降相互に一切の請求、異議の申し立て、訴えの提起等をしないこととします。

以下余白

令和6年11月8日

当事者 甲 東京都港区芝公園一丁目5番25号
港区
港区長 清 家 愛



当事者 乙

合同会社
代表社員